

令和3年6月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に6月30日（水）、夏のボーナス（令和3年6月期の期末・勤勉手当）が支給されます。支給月数（成績標準者）は2.195月相当であり、一般職国家公務員（管理職を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は約661,100円です。

平均支給額（＝支給月数 × 平均給与額） 約661,100円

支給月数	2.195月	(昨年2.22月)
平均給与額	約301,200円	(昨年約306,300円)
(俸給+扶養手当+地域手当等)		

平均年齢 34.6歳 (昨年35.0歳)

平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ(令和2年国家公務員給与等実態調査(人事院))によるものです。

昨年同期の期末・勤勉手当額は、約680,100円であり、本年は約19,000円（約2.8%）減少しています。これは、

- ① 昨年の人事院勧告（注）に基づく給与法の改正により、支給月数が0.025月引き下げられた（2.22月→2.195月）こと
 - ② 職員の平均年齢の低下（35.0歳→34.6歳）等により平均給与額が減少したこと
- によるものです。

（注）

一般職の国家公務員の期末・勤勉手当の支給月数は、人事院勧告に基づき、前年8月から当年7月までの間の民間ボーナスの支給実績と合わせることを基本とし、改定を行う仕組みとなっています。

(参考) 主な特別職の令和3年6月期の期末手当の支給額の試算例

	支 給 額	返 納 後 の 額 (注3)
内閣総理大臣	約569万円	約398万円
国 務 大 臣	約415万円	約332万円
(一般職) (事務次官 局長クラス)	約323万円 約246万円	
最高裁長官	約569万円	
衆・参両院議長	約527万円	
国 会 議 員	約314万円	

(注1) 内閣総理大臣、国务大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当(支給月数1.675月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算しています。)

(注2) 上記の支給額は、令和2年12月2日から令和3年6月1日まで在職したものとして(在職期間率100%)試算したものであり、実際の支給額とは異なる場合があります。

(注3) 内閣総理大臣及び国务大臣については、令和2年9月16日の閣僚懇談会において、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても、内閣総理大臣にあつては月額給与及び期末手当の30パーセント、国务大臣にあつては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当: 中嶋、田中、大畑

特別職担当: 三澤、小嶋、中谷

電 話: (直通) 03-6257-3759